令和6年10月21日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

境町長 橋本 正裕

| | | · · · · · · · · · · · · · · · · · · · |
|-----------------|----------|---------------------------------------|
| 市町村名 | | 境町 |
| (市町村コード) | | (08546) |
| 地域名 | | 静地区 |
| (地域内農業集落名) | | (静) |
| 協議の結果を取りまとめた年月日 | | 令和6年10月1日 |
| 励識の和未ぞ取りる | たとめがこ十月口 | (第1回) |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

- 1 地域における農業の将来の在り方
- (1) 地域農業の現状及び課題

露地野菜の産地であるが、高齢化は顕著であり、今後土地利用型農業に依存しなければ、遊休農地化が進む可能性がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地区内には法人化された農業経営体も存在しており、担い手と合わせて土地利用型農業を中心に水田及び畑について集約化を推進していく。露地野菜農家においても規模拡大希望者について集約化をすすめる。

- 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域
- (1) 地域の概要

| 区域内の農用地等面積 | | 501 ha |
|------------|----------------------------------|--------|
| | うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積 | 494 ha |
| | (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha |

(2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農用地を、農業上の利用が行われる区域とし、現在耕作が行われておらず、今後も農地への復旧が難しい農地については、保全等を進める区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

| 3 | 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項 |
|---|---|
| | (1)農用地の集積、集約化の方針 |
| | 農地中間管理機構を活用し、担い手へ農地集積を進める。 |
| | (2)農地中間管理機構の活用方針 |
| | 農地の利用権の設定については、すべて農地中間管理機構を活用する。 |
| | (3)基盤整備事業への取組方針 |
| | 必要に応じ今後検討していく。 |
| | (4)多様な経営体の確保・育成の取組方針 |
| | 県、農業改良普及センター、JA等の関係機関と連携し多様な経営体の確保・育成に努める。 |
| | (5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 |
| | 必要に応じ今後検討していく。 |
| | ┌┴┴─┐任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください) |
| | □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ |
| | □ ⑥燃料·資源作物等 □ ⑦保全·管理等 □ ⑧農業用施設 □ ⑨その他 |
| | TE 択した上記の取組方針】 |
| | ①有害鳥獣(アライグマ等)の被害が生じた場合、農業者への箱わなの貸出し(設置、回収等)により被害を最小限に抑える。 |
| | ③日本農業をけん引する大規模農業法人等と連携することにより、先駆的な技術を積極的に取入れ農業のスマート化を図る。 |
| | |